

福島再生加速化交付金（第 6 8 回）の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

- ① 帰還・移住等環境整備（第 5 4 回）・・・・・・・・・・別添 1
- ② 福島定住等緊急支援 【地域魅力向上・発信支援事業（第 1 9 回）】
・・・・・・・・・・別添 2
- ③ 浜通り地域等産業発展環境整備事業（第 6 回）・・・・・・・・別添 3

◆交付可能額について

福島県及び市町村等から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおりです。

事業費 5, 8 9 5 百万円、国費 1 2 7 百万円

（
うち、帰還・移住等環境整備
事業費 4, 1 5 7 百万円、国費 1 0 4 百万円
うち、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援事業）
事業費 1, 2 3 6 百万円、国費 1 8 百万円
うち、浜通り地域等産業発展環境整備事業
事業費 5 0 2 百万円、国費 5 百万円
）

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

福島再生加速化交付金（第68回）《帰還・移住等環境整備（第54回）》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

今回の交付可能額については、令和8年度暫定予算期間中に対応が必要な事業（年度をまたいで切れ目なく継続して事業を実施することが必要なもの）のみを計上します。

1. 交付可能額

事業費：4,157百万円 国費：104百万円

※福島県、36市町村、2組合（76事業）に対する交付可能額。なお、国費は、事業費に対する交付可能額のうち、令和8年度暫定予算期間中に必要な額としています。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○個人線量管理・線量低減活動支援事業

- ・35市町村等において、個人線量計の点検校正や飲料水等の線量測定等を行います。
《609百万円（18百万円）（35市町村2組合59事業）》

○農山村地域復興基盤総合整備事業

- ・福島県及び南相馬市において、農業用排水施設等の維持管理や補修等を行います。
《298百万円（9百万円）（1県1市2事業）》

○移住・定住促進事業

- ・福島県及び12市町村において、新たな住民の移住・定住の促進に資する施策を行います。
《2,788百万円（63百万円）（1県2事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第68回）《帰還・移住等環境整備（第54回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第68回）《帰還・移住等環境整備（第54回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第68回）《帰還・移住等環境整備（第54回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：加速化交付金班

担当：上野

電話：03-6328-0255

移住・生環加速班

担当：中山

電話：03-6328-0252

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第68回）
 《帰還・移住等環境整備（第54回）》市町村等別交付可能額

(単位：千円)

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
田 村 市	8, 9 9 6	2 6 9
南 相 馬 市	2 3 6, 7 5 0	7, 0 9 8
川 俣 町	5 4, 4 2 6	1, 6 3 1
広 野 町	6, 6 7 1	1 9 9
檜 葉 町	7, 8 6 9	2 3 5
富 岡 町	1 1, 5 0 8	3 4 4
川 内 村	1 6, 7 4 7	5 0 2
双 葉 町	3, 2 5 2	9 6
浪 江 町	6 8, 4 6 7	2, 0 5 1
葛 尾 村	1 4, 9 9 3	4 4 9
飯 舘 村	8 5, 9 1 8	2, 5 7 5
福 島 市	3 8, 0 8 3	1, 1 4 2
郡 山 市	1 4, 4 6 6	4 3 2
い わ き 市	5 6, 4 5 7	1, 6 9 2
白 河 市	4, 5 9 6	1 3 7
相 馬 市	2 1, 9 9 2	6 5 9
二 本 松 市	7, 9 2 5	2 3 7
伊 達 市	3, 8 2 0	1 1 4
本 宮 市	9, 4 1 7	2 8 1
桑 折 町	4, 9 5 3	1 4 8

(単位：千円)

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
国 見 町	1, 5 6 0	4 6
天 栄 村	2, 5 6 9	7 7
泉 崎 村	4 6 2	1 3
矢 吹 町	6 5 0	1 9
棚 倉 町	7, 7 4 2	2 3 2
矢 祭 町	1, 2 6 8	3 8
塙 町	2, 9 6 0	8 8
鮫 川 村	5, 5 0 7	1 6 5
石 川 町	1, 4 6 0	4 3
玉 川 村	5, 5 2 1	1 6 5
平 田 村	7 9 9	2 3
浅 川 町	6, 0 2 5	1 8 0
古 殿 町	4 6 2	1 3
三 春 町	8, 9 0 3	2 6 7
小 野 町	6, 5 5 0	1 9 6
新 地 町	2 8 3	8
福 島 県	3, 3 8 6, 9 8 0	8 0, 6 9 4
福島地方水道 用水供給企業団	3, 9 1 2	1 1 7
双葉地方水道企業団	3 5, 8 7 7	1, 0 7 6
計 (県、36市町村、2組合)	4, 1 5 6, 7 9 6	1 0 3, 7 5 1

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第68回)《帰還・移住等環境整備(第54回)》 市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

南相馬市

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・放射線被ばく検診事業 【48,701千円(1,461千円)】
 - ・飲用井戸水核種濃度及び水質測定事業 【27,720千円(831千円)】
 - ・自家消費野菜等放射能簡易分析事業 【19,256千円(577千円)】

- 事業番号: 40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
 - ・営農再開支援水利施設等保全事業 南相馬地区 【128,078千円(3,842千円)】

川俣町

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・放射線モニタリング業務委託事業 【46,366千円(1,390千円)】

川内村

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・自家消費野菜等放射能検査事業 【16,747千円(502千円)】

浪江町

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・水道水に対する住民の不安解消事業 【26,551千円(796千円)】

飯舘村

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・村内放射線量モニタリング業務 【51,961千円(1,558千円)】
 - ・水道水に対する住民不安解消事業 【17,325千円(519千円)】

福島市

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・農産物・食品等放射能測定事業 【33,880千円(1,016千円)】

いわき市

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・空間線量等モニタリング事業 【29,622千円(888千円)】
 - ・水道水の水質検査事業 【21,558千円(646千円)】

相馬市

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・個人線量管理・線量低減活動支援事業 【21,992千円(659千円)】

福島県

- 事業番号: 22(放射線測定装置・機器等整備支援事業)
 - ・環境放射能監視事業(旧:環境放射能監視資機材整備事業) 【277,277千円(8,318千円)】
- 事業番号: 26(被災者生活支援事業)
 - ・富岡町高齢者等サポート拠点運営事業 【34,843千円(1,045千円)】
 - ・浪江町社協サポートセンター運営事業(旧:浪江町サンシャインサポートセンター運営事業) 【25,520千円(765千円)】
 - ・葛尾村サポートセンター運営事業 【24,000千円(720千円)】
 - ・飯舘村サポートセンター運営事業 【50,000千円(1,500千円)】
 - ・大熊町高齢者等サポート拠点運営事業 【17,000千円(510千円)】
- 事業番号: 40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
 - ・営農再開支援水利施設等保全事業 相双地区(基金型) 【170,000千円(5,100千円)】
- 事業番号: 49(移住・定住促進事業)
 - ・避難地域への移住促進事業 【920,577千円(20,712千円)】
 - ・福島再生加速化交付金市町村交付事業 【1,867,763千円(42,024千円)】

双葉地方水道企業団

- 事業番号: 23(個人線量管理・線量低減活動支援事業)
 - ・水道水に対する住民の不安解消事業 【35,877千円(1,076千円)】

福島再生加速化交付金(第68回)《帰還・移住等環境整備(第54回)》 交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
22	放射線測定装置・機器等整備支援事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
24	相談員育成・配置事業
26	被災者生活支援事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL: <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

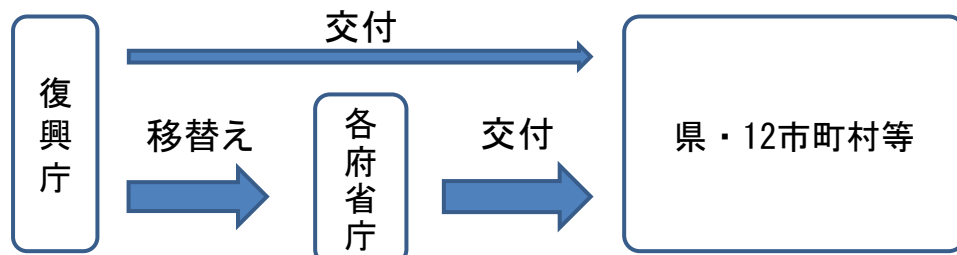
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業

令和8年4月1日
復興庁

福島再生加速化交付金（第68回）
《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
（地域情報発信交付金）第19回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
（地域情報発信交付金）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

今回の交付可能額については、令和8年度暫定予算期間中に対応が必要な事業のみ
を計上します。

1. 交付可能額

事業費：1,236百万円 国費：18百万円

※福島県（12事業）に対する交付可能額。

※国費は、事業費に対する交付可能額のうち、令和8年度暫定予算期間中に必要な額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

一 地域の魅力向上・発信事業

①情報発信

- ・福島県において、風評動向調査、体験等企画実施及び情報発信コンテンツ作成の取組を実施します。

《954百万円（14百万円）（10事業）》

②外部人材

- ・福島県において、地域の語り部の育成の取組を実施します。

《29百万円（0百万円）（1事業）》

二 間接補助事業

- 福島県において、福島県内の市町村が行う地域の魅力向上・発信事業の取組への支援を実施します。

《253百万円（4百万円）（1事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：地域情報発信交付金 第19回事業概要
- ・別紙2：地域情報発信交付金の概要

本件連絡先

企画・国会・風評リスクミ・広報班

福島、竹内、三上

電話：03-6328-0248

地域情報発信交付金 第19回事業概要

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

- 地元産品や観光名所といった地域の魅力を発信するイベント等、福島 of 各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた取組を支援。
- 第19回事業では、12事業(事業費約2,693百万円(国費約18百万円))について、交付可能額を通知。

地域の魅力向上・発信事業

①情報発信事業

連携・共創による地域情報発信強化事業

風評払拭に向け、市町村が実施する取組を支援するとともに、市町村等との連携・共創を強化しながら、県外大消費地等における情報発信を展開し、福島県のイメージのアップデートと共感の輪の拡大を図る。

①ディスカバーふくしま in TOKYO

スマホアプリを活用したデジタルスタンプラリーを実施し、福島ゆかりの飲食店・小売店等を複数箇所巡る仕組みを構築。市町村と連携してスポットを設定し、首都圏における来訪機会の創出と人流の拡大を図る。

②大規模商業施設での観光物産展の開催

KITTE大阪のアンテナショップにおいて、福島県の復興状況の発信や県産品販売等を行う観光物産展を出展。県と市町村が連携した情報発信を促進することで、風評の払拭につなげる。

ii) 体験等企画実施

iii) 情報発信コンテンツ作成

観光関連団体連携推進事業

①SNS等ネット広告及びインフルエンサー記事広告

若年層及び旅行関心層をターゲットに、SNS等のネット広告やインフルエンサーによる発信を実施し、福島ならではの魅力の発信を行うとともに、DCに向けた誘客の促進を図る。

②ふくしまDC首都圏主要駅PR事業

ふくしまDC開催にあたり、首都圏の主要駅において、デジタル広告を掲出し、PRを行う。

③台湾旅行会社向け福島魅力発信イベント

DC及びアフターDCを契機として、台湾をメインターゲットに、現地旅行会社向けの商談会を核とした情報発信イベントを開催し、福島県内の自治体観光部署や観光協会、観光事業者がブースを設け、台湾旅行会社に対しPRを行い、旅行商品の造成促進及び福島県への誘客の促進を図る。

ii) 体験等企画実施

iii) 情報発信コンテンツ作成

②外部人材活用

次世代へつなぐ震災伝承事業

①ネットワーク化・レベルアップ

県内の語り部団体等の連携を強化し、ネットワーク会議や交流会の開催及び先進地視察を通じて、持続可能な震災伝承の体制構築と伝承活動のレベルアップを図る。

②人材育成

語り部の後継者不足に対応するため、育成プログラムの検討及び伝承者育成講座の実施を通じて、持続可能な次世代の伝承者育成体制の構築を図るとともに、多言語対応等による発信力の強化を図る。

③県外への語り部派遣

県外への語り部派遣（年間80回程度）及び被災地視察研修を実施し、複合災害の経験と教訓の発信を通じて、風評の払拭、理解の促進及び交流人口の拡大を図るとともに、語り部の活動機会の拡大と定着を促進し、伝承者の資質向上を図る。

ii) 地域の語り部の育成

地域情報発信交付金

(復興庁企画・国会・風評リスクミ・広報班)

事業概要・目的

- 「第2期復興・創生期間」以降における基本方針（抄）
 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組
 - (1) 原子力被災地域
 - ⑦風評払拭・リスクコミュニケーションの推進
福島県の地方公共団体自らが創意工夫により行う風評払拭に向けた取組について、これまでの取組の効果等を踏まえ、より効果的な情報発信となるよう見直した上で強力に支援することにより、徹底した情報発信による理解醸成を促進する。
 - 地方公共団体が自らの創意工夫によって行う、復興・創生に向けた取組や、食品等の安全性等の情報と地域の魅力に関する情報を併せて発信する取組を支援することにより、主に福島県外に対して、福島県の復興の現状や安全性、地域の魅力を継続的に発信する環境整備を支援し、地域が主体的に情報発信できる体制を整えるとともに、福島県の原子力災害に起因する風評の払拭を図り、福島県の復興・再生を加速化させることを目的とする。

事業イメージ・具体例

- (1) 対象自治体
福島県及び福島県内の全市町村（59市町村）
- (2) 事業メニュー
 - ①【情報発信事業】
 - i) 風評動向調査
 - ii) 体験等企画実施
 - iii) 情報発信コンテンツ作成
 - ②【人材活用事業】
 - i) 企画立案のための外部人材の活用
 - ii) 地域の語り部の育成
- (3) 交付率 1/2※
※ただし、交付限度額と比較していずれか低い額（別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり）

資金の流れ



期待される効果

- 地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島県の復興・再生を加速することが期待される。

令和8年4月1日
復興庁

福島再生加速化交付金（第68回）《浜通り地域等産業発展環境整備事業第6回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

今回の交付可能額については、令和8年度暫定予算期間中に対応が必要な事業（令和7年度からの継続事業であって令和8年4月1日から引き続き事業を実施することが必要なもの）のみを計上します。

1. 交付可能額

事業費 502百万円、国費 5百万円

※国費は、福島県に対する交付可能額のうち、令和8年度暫定予算期間中に必要な額。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業

福島県において、イノベ構想の取り組みに関する情報発信や担い手の拡大に向けた事業を実施するとともに、浜通り地域等でのイノベーション創出を促進するための起業・創業を支援します。

3. 今後の予定について

暫定予算で対応した事業の交付可能額の残額については、令和8年度予算成立後速やかに交付可能額を通知する予定。

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第68回）《浜通り地域等産業発展環境整備事業》（第6回）市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）事業の概要

本件連絡先

復興庁経済産業班

芳田、重力、鈴木、宮本

電話：03-6328-0272

福島再生加速化交付金（第 6 8 回）≪浜通り地域等産業発展環境整備事業（第 6 回）≫市町村等別交付可能額

(単位：百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
福島県	502	5
計	502	5

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

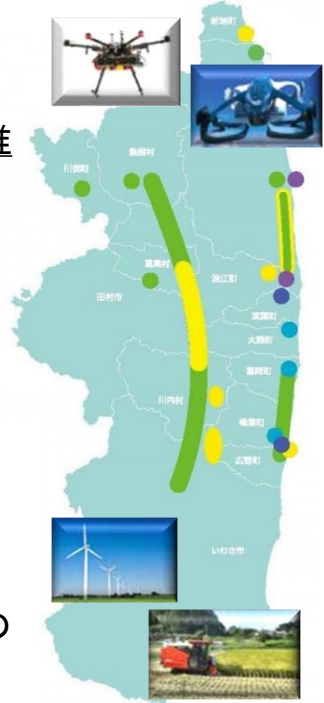
福島再生加速化交付金（浜通り地域等産業発展環境整備事業）

事業概要・目的

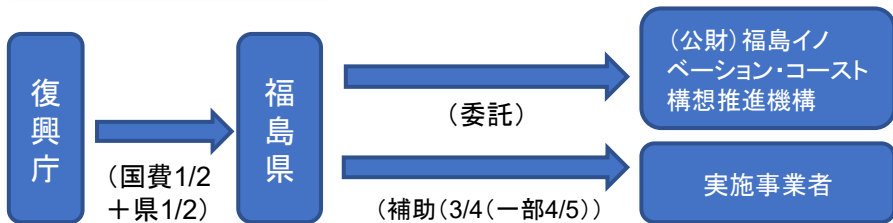
- 「第2期復興創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(抄)
- ⑤福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建(抜粋)
 - ・継続して起業・創業や県外からの企業進出が進み、それら企業の経済活動が地元企業に波及効果をもたらし、地元企業や進出企業いずれも持続的に稼げるような環境整備が重要である。
 - ・あわせて、市町村等と連携しこの地ならではの特色に着目することを基本理念とする「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を踏まえつつ、市町村の枠を超えた広域的連携の下で移住者や交流人口・関係人口を拡大し、企業の雇用・事業機会創出等につなげていく。(P16 1.(1)⑤)
- 福島イノベーション・コースト構想の具現化に向けて、交流人口拡大、関係者の連携強化に係る新たな産業の創出や産業集積の活性化に資する取組について、福島県が行う調査から実証までの取組について、一貫した支援を実施することで、同構想の加速化及び地元の復興・再生に寄与することを目的とする。

事業イメージ・具体例

- 福島イノベーション・コースト構想を推進するため、以下の事業を実施。
- I. 浜通り地域等における担い手拡大推進事業
 - ・福島イノベーション・コースト構想の取組について、国内外への情報発信を行うなどによりイノベ構想の拠点等への来訪を促し、担い手となりうる潜在層を掘り起こす。
- II. 地域イノベーション創出事業
 - ・イノベ拠点の活動の順次開始等を踏まえ、浜通り地域等での起業・創業に繋がるアイデアの掘り起こし、専門家によるハンズオン支援、試作品製造等の助成、関係機関の連携した支援体制の構築等を実施。



資金の流れ



期待される効果

- 浜通り地域等において、新たな事業展開や起業・創業を支援する環境を整備し、構想の認知度を高める。
- 起業・創業を伴走支援することにより、浜通り地域等への企業進出や産業集積を促進する。